

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和2年8月26日(水曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時13分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第3回定例会提出予定案件)

- ① 水戸市立幼稚園型認定こども園に関することについて (幼児教育課)
- ② 水戸市立笠原小学校校舎増築(Ⅰ期)工事について (学校施設課)
- ③ 水戸市立吉田小学校校長寿命化改良(Ⅱ期)工事について (学校施設課)
- ④ 水戸市立上大野小学校校長寿命化改良工事について (学校施設課)
- ⑤ 財産の取得に関することについて (学校施設課)
- ⑥ 損害賠償請求事件について (総合教育研究所)

(2) その他

2 出席委員(7名)

委員長	鈴木宣子君	副委員長	綿引健君
委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議員 中庭次男君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長 秋葉宗志君

福祉部長兼 福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎佳子君
-----------------	--------	-----------------------	-------

福祉事務所 参事兼 福祉指導課長	大久保克哉君	福祉総務課長	堀江博之君
------------------------	--------	--------	-------

生活福祉課長	櫻井学君	障害福祉課長	平澤健一君
--------	------	--------	-------

高齢福祉課長	野口奈津子君	介護保険課長	荻沼学君
保健医療部長	大曾根明子君	保健医療部副部長	田中誠一君
保健所技監兼保健衛生課長	前田亨君	保健医療部参事兼国保年金課長	川津英臣君
保健総務課長	小林かおり君	地域保健課長	龍田晴美君
教育長	志田晴美君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会事務局教育部参事	橋義孝君	教育委員会事務局教育部参事	菊池浩康君
教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長	三宅修君	教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長	鈴木功君
教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長	白石嘉亮君	総合教育研究所長	春原孝政君
学校管理課長	細谷康之君	学校保健給食課長	小川佐栄子君
学校施設課長	和田英嗣君	生涯学習課長	野澤昌永君
放課後児童課長	大和敦子君	中央図書館長	松本崇君
総合教育研究所副所長	湯澤康一君		

6 事務局職員出席者

法制調査係長	富岡淳君	書記	昆節夫君
--------	------	----	------

午前10時 0分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、土井保健所長、小林保健予防課長が公務のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

この際、御報告します。本日、一般傍聴人4名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○鈴木委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は6件でございますが、日程中1から5までの5件につきましては、いずれも第3回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは、水戸市立幼稚園型認定こども園に関することについて、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 おはようございます。

それでは、水戸市立幼稚園型認定こども園に関することについて、幼児教育課提出の資料により御説明いたします。

1の制定理由でございますが、水戸市立石川幼稚園につきましては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うことができる幼稚園型認定こども園として整備するため、必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、資料2ページをお開きください。

第1条といたしまして、幼稚園型認定こども園の設置について規定をいたします。

第2条といたしまして、名称及び位置について規定をいたします。

付則として、施行期日や準備行為として条例施行日以降の幼稚園型認定こども園の入園に係る手続など、必要な行為は同日前に行うことができることや幼稚園型認定こども園条例の制定によりまして影響が出る関係条例の改正について規定をいたします。

4ページから7ページには、この影響が出る関係条例の新旧対照表を記載しております。

1ページにお戻りいただきまして、施行期日につきましては、令和3年4月1日といたします。

8ページ、9ページにつきましては、参照条文を記載しておりますので、後ほどお目通しください。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市立笠原小学校校舎増築（I期）工事について、執行部から説明願います。

和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 それでは、水戸市立笠原小学校校舎増築（I期）工事につきまして、お手元に配付してございます学校施設課提出資料で御説明いたします。

1, 工事名は水戸市立笠原小学校校舎増築（Ⅰ期）工事, 2の工事場所は水戸市笠原町でございます。

3の工事概要でございますが, 重量鉄骨造2階建て, 延べ面積890平方メートルの校舎を増築し, 近年増加している児童数に対応した教室を確保するものでございます。

4の請負予定金額は2億9,040万円, 5の仮契約者につきましては昭和・埴特定建設工事共同企業体で, 代表者は水戸市千波町1905番地, 昭和建設株式会社代表取締役, 小松原仁でございます。構成員は代表者のほか, 水戸市松が丘1丁目3番5号, 埴建設工業株式会社代表取締役, 埴富美子でございます。構成員の出資比率につきましては, 代表者の昭和建設株式会社が60%, 構成員の埴建設工業株式会社が40%でございます。

6の添付資料といたしまして, 2ページ以降に図面を添付しております。

初めに, 配置図でございますが, 斜線部分でお示ししている箇所が今回増築する校舎でございます。

本工事の工事車両については, 西側の市道から出入りするものとしたしまして, 児童や職員, 来客等の動線と本工事の工事車両の動線を分けて実施する予定でありますが, 警備員等の配置や工事車両の進入時間など, 学校と十分協議しながら作業のほうを進めてまいりたいと考えております。

続いて, 3ページは本工事における増築校舎の1階平面図でございます。

図面右側の波線部に既存校舎と連絡する渡り廊下を設けまして, 昇降口, 普通教室に加え, 現在既存校舎にある家庭科室を普通教室に改修するため, 本工事により増築校舎に家庭科室を設置いたします。

続きまして, 2階平面図でございます。

今回整備する普通教室の残り4室を2階において設置いたします。

ページを返していただきまして, 4ページ, 5ページに立面図でございます。

工事に際しましては, 児童の安全を最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に, 水戸市立吉田小学校校長寿命化改良（Ⅱ期）工事について, 執行部から説明願います。

和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 それでは, 水戸市立吉田小学校校長寿命化改良（Ⅱ期）工事につきまして, お手元に配付してございます学校施設課提出資料で御説明いたします。

1, 工事名は水戸市立吉田小学校校長寿命化改良（Ⅱ期）工事, 2の工事場所は水戸市元吉田町でございます。

3の工事概要でございますが, 鉄筋コンクリート造3階建て, 延べ面積2,205平方メートルの校舎を整備対象としたしまして, 鉄筋コンクリート外壁の中性化対策, 屋上の防水改修工事, 建具, 内装の改修工事を行います。

4の請負予定金額は4億1,250万円, 5の仮契約者につきましては, 関根・根本特定建設工事共同企業体で, 代表者は水戸市常磐町2丁目3番17号, 株式会社関根工務店代表取締役, 関根貴雄でございます。構成員は代表者のほか, 水戸市見川町2131番地の436, 株式会社根本工務店代表取締役, 根本勝義でございます。構成員の出資比率につきましては, 代表者の株式会社関根工務店が60%, 構成員の株式会社根本工務店が40%でございます。

6の添付資料といたしまして、2ページ以降に図面を添付しております。

初めに、配置図でございますが、斜線部分でお示ししている箇所が今回工事を行う校舎でございます。その左下に本工事に伴い設置いたしました仮設校舎が現在ございます。工事車両の動線につきましては、左上の県道から学校敷地の中央部となる工事エリアまでが動線となりますので、児童や職員、来客等の動線と重複いたします。これまで同様に、警備員等の配置や工事車両の進入時間などを学校と十分協議を行いながら作業を進めてまいりたいと考えております。

続いて、3ページは校舎の現況図でございます。

次に、4ページは本工事における改修図でございます。長寿命化改良に係る工事に加えまして、現況図にございます教室のうち特別教室の配置を変更するなどの工事を行います。

5ページは、立面図でございます。

工事に際しましては、児童の安全を最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○鈴木委員長 次に、水戸市立上大野小学校長寿命化改良工事について、執行部から説明願います。

和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 それでは、水戸市立上大野小学校長寿命化改良工事につきまして、お手元に配付してございます学校施設課提出資料で御説明いたします。

本工事につきましては、令和元年12月の第4回水戸市議会定例会におきまして議決をいただき、工事請負契約を締結しておりまして、現在、10月の完成に向けて工事を進めているところでございます。今回は工事費の増額に伴う請負契約額の変更についてお諮りするものでございます。

資料のうち1の工事名、2の工事場所、3の工事概要、5の契約の相手方につきましては、変更ございません。

4の契約金額につきましては、現契約額3億2,945万円から1,349万7,000円増額し、3億4,294万7,000円とするものでございます。

次に、6の変更理由についてですが、大きく3点ございます。

1点目といたしまして、既存床仕上げ材等の隠蔽部からアスベスト含有材が確認されたため、その撤去、処分を行うもので、金額といたしましては663万円の増額、2点目といたしまして、内装材に覆われた隠蔽部の躯体についてコンクリートの劣化が確認されたため、その補修を行うもので、金額といたしましては178万1,000円の増額、3点目といたしまして、外壁仕上げ材に覆われた躯体について設計数量より多くのクラック等が確認されたためその補修を行うもので、金額といたしましては、508万6,000円の増額を行うものでございます。

続いて、2ページを御覧ください。

斜線で示した場所は、今回の工事対象となる校舎でございます。

次に、3ページ以降の図面を用いて変更の内容について御説明いたします。

1点目のアスベストに関しての変更内容につきましては、設計時に実施した調査で既存の外壁材等の一部にアスベスト含有材が確認されていたため、適切な撤去、処分を行うこととして工事を開始いたしました。

施工時の調査で3ページの平面図に図示いたしました斜線部の既存床仕上げの隠蔽部からもアスベスト含有材が確認されたことから、その撤去、処分を行うものでございます。

2点目のコンクリートの劣化に関しての変更内容につきましては、校舎内部の躯体全域について既存の内装材に覆われた壁、天井等の隠蔽部でコンクリートの劣化が確認されたことから、その補修を行うものでございます。

次に、4ページ、5ページの立面図を御覧ください。

3点目のクラックに関しての変更内容につきましては、校舎外部の躯体について設計時の調査でクラックが確認されていたため補修を行うこととして工事を開始いたしました。仮設足場の設置後、詳細な状態を確認した結果、設計時に積算した数量よりも多くクラック等が確認されたことから、その補修を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、財産の取得に関することについて、執行部から説明願います。

和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 それでは、財産の取得に関することにつきまして、お手元に配付してございます学校施設課提出資料で御説明いたします。

本件につきましては、7月に開催されました令和2年第2回市議会臨時会において承認いただきました補正予算のうち、児童、生徒1人1台のタブレット端末の購入に係るものでございます。

1の動産の表示につきましては、学校教育用タブレット端末2万5000台、2の取得予定価格につきましては、12億6,866万8,500円、3の仮契約者につきましては、東京都大田区中馬込1丁目3番6号、リコージャパン株式会社代表取締役、坂主智弘でございます。

4の添付資料につきましては、仕様書等でございます。後ほどお目通し願います。

説明は以上です。

○鈴木委員長 以上で第3回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より資料請求がございましたら発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、この件について終わります。

それでは、次に損害賠償請求事件について、執行部から説明願います。

湯澤総合教育研究所副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 それでは、損害賠償請求事件について、総合教育研究所提出の資料により御説明いたします。

提訴年月日及び裁判所でございますが、令和2年4月9日に水戸地方裁判所に提訴されております。

原告は、事故が発生した当時、市立小学校第3学年に在籍していた児童で、被告は、同じく当時市立小学校第3学年に在籍していた児童の父母及び水戸市でございます。

訴状の内容でございますが、請求の趣旨は、被告らは原告に対し、連帯して金331万7,000円及びこれに対する平成28年10月14日から支払い済みまでの年5分の割合による金員を支払え。訴訟費用は

被告らの負担とするとなっております。

次に、請求の原因でございます。

(1)本件事故の発生でございますが、平成28年10月14日に市立小学校において、被告父母の子が昼休みの終わり間際に校庭で原告の耳を叩き、それにより原告は耳が聞こえにくくなったため病院を受診したところ、機能性難聴との診断を受けました。

(2)水戸市の責任でございますが、本件は昼休みという児童同士での事故が起こりやすい時間帯であり、児童らの行動について十分な注意を払い指導監督する義務を負っていましたが、その指導監督を怠ったというのが原告の主張の概要でございます。

第1回目の口頭弁論の期日は、令和2年9月18日となっております。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 本件につきましては、現在係争中でありますことから、本日は報告を行うにとどめさせていただきますので、御了承願います。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言願います。

田口委員。

○田口委員 その他ということなんですけれど、冒頭に、保健所長と保健予防課長が欠席というんだけど、今こういう時期であるので、少し何なのかと感じたんだよね。答えられればお願いしたい。

○鈴木委員長 大曽根保健医療部長。

○大曽根保健医療部長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の事案が大量のため、申し訳ございません。ちょっと急に事案の対応、調整等が入りましたので、欠席とさせていただいております。

○鈴木委員長 よろしいですか。

〔「それは部長が代わりに答弁するっていう意味だよ」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 そうですね。よろしいですか。ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、1つ今日ちょっと気になった新聞が机の上に置いてあったので。

保育園で医療従事者のお子さんが登園拒否というか自粛してくださいと、医療従事者としては大変困惑していると、こういうふうな話が出ていましたけども、鈴木課長さんの話では保育園も自覚をしてですね、認識を新たに受け入れてほしいというようなメッセージが載っていました。問題はどこにあるのかということろだと思っておりますよ。

これ、誰もが恐れる病気でありながら、一方ではどうも検査が行き届いていないという部分があって、現場としては万が一保育園で発症した場合にはほかのお子さんに非常に迷惑がかかる。こういう部分も実はあるんですね。その辺の絡みと、いわゆる保育園においでになる子どもさんたちをどういうふうに整理してお預かりすればいいのか、この辺がこれから恐らく――第2波が終わったとかという話がありますけども、一説には第2波、第3波という話もあるし、少なくとも第1波の山よりは大きい。重症化率は減っていても

ね、前よりは多くの感染者が出ている。まして、最近の傾向としてはコロナウイルスが人から人へうつるごとに、その形態を変えて、今、20種類とも30種類とも言われるような変化が起きていると。こういうふうな中、一番問題なのは軽症の人がね——この間、ボルト選手がコロナになったよっていう報道がありましたけども、彼は無症状だそうですよ。そうすると無症状の人が来て、万が一、ぜんそくをお持ちの保育の子どもさんのようなリスクをしょってる子どもさん方にうつったりしたときに、どう対応すればいいのかっていうところがやっぱり心配だと思うんです。

当然ながら、保育事業とか高齢者福祉施設っていうのは、そういう方々をお預かりするのが仕事ですから、それは当然やっぱり偏見を持たずにやるというのが前提だというふうに思うんですが、その辺をどう考えればいいのか。

例えば、1つ間違いが起きちゃったときに、ほかの園児たちにもクラスターという形の中で蔓延する可能性もある。一方では、大変御苦労されている医療従事者の皆さん方のお子さんをいかに安心して預かれる対応ができるか、こういうところが今問われているんだと思う。

老人ホームでもそうですよ。今、老人ホームでは面会をさせないために、コロナ痴呆——僕はそう呼んでいるんですけども、コロナの影響のために痴呆が進んじやっている。こういうふうな現状が今あるわけですよ。というのは、もう3か月、4か月家族と会えないんですから、これまで家族の声を聞きながらね、やっぱり自分の進んでいく痴呆を抑制したり、次に喜びを得る機会を得たりするための家族の声、家族の面会というのがあるんだと思うんですね。この辺ができないために、入所施設の方々、デイサービスの方々もせっかく機能が回復してきたなどと思ったらコロナになっちゃって、デイサービスも危ないから行かない。人と会うことも控える。最近は大戸市の市民センターも70歳以上の人は使うなど、こう言われているわけですよ。そうすると、こういう中で本当に市民生活をやっていけるのかっていう大きな基本的な問題が起きているんじゃないかと。

そのときに、例えば保育施設の対応、幼稚園の対応としては、じゃ、どうすればいいんですか、現場では、こういう声が僕は大きくあるんだと思うんですよ。この辺についてはこの前の新聞のコメントではなかなか理解しづらい。だからその辺をやっぱり担当課もしくは担当部、教育委員会としてね、どういうふうな考え方でこれから長く続くだろうコロナウイルスの状況の中での保育の在り方、幼稚園の在り方、認定こども園の在り方、小学校も当然だと思う。そういうものをどういうふうにすればいいのか、何かお考えがあればちょっとお聞かせをいただきたい。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

確かに、コロナ関係で医療従事者等のお子さんを受け入れないという苦情も当時、幼児教育課のほうにもございました。その当時は保護者からということで、内情を聞きますと、家族が病院関係者であったので受入れを断られたということですが、よくよく聞いてみますと、関係者というか濃厚接触者とはまた違った形だったものですから、そのようなところにつきましては、保健所の指導もいただきながら、濃厚接触者でない方につきましてはそのまま受入れをしてくださいという。ただ、受入れにつきましては、検温したり、風邪の症状がないか、そういったところを毎日御家庭のほうで確認をしていただいて受入れをするというよう

なことでした。

ただ、家族によってはやはりそういった方がいたので、保育園に行くのもちょっとはばかるといふ家族からの御心配のお問合せもあります。そういった場合につきましては、もし御自宅で保育が可能であれば自宅で保育をしていただきたいということで、園のほうから強制的に来ないでくださいということだけは言えないということをお話ししております。ただ、園としてもこういった個人差があることなので、毎日の検温、体調管理、そういったことはきちんとやっていただいて、預かるというようなことでお話をしております。新聞にも出ていましたように、不当に拒むということだけは避けていただきたいということで考えています。

ただ、委員さん御心配のとおり、本当に無症状という方がいらっしゃいますので、そういった心配は、保育所の先生方からもほかの園からもございます。その辺につきましても、保健医療部のほうと連携し、情報をいただきながら今後対応してまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今度の補助金等についても、いろんな形で補助金は出たんですが、介護施設従事者もしくは保育従事者に対する補助事業とその補助金というか、そういうものはなかったわけですね。そういうような中で、やっぱり厳しい環境の中で仕事をされていることについて、やっぱりもう少しどの保育園でも同じような対応ができるように、そして、いざこういうものが発生したときには教育委員会を挙げてこういうふうな対応で臨みますから、安心してお預かりしていただいているんですよと、こういうふうな指針をやっぱりひとつ示していただいて、そして保育がスムーズにいくような体制を整えていただければ大変うれしいなど、このように思っています。

それから、同じことでありますけども、小学校等についても最近、やっぱりいろんなコロナいじめにつながるというふうなことがあると言われていて、学校に行く機会もない、少なくなった。それから、今まで欠席していた分の授業に追われる。そして、先生方も新たな生徒指導の対応という中で、恐らく混迷を極めていながら現場対応で努力されているんだというふうに思うんですね。

しかしながら、やっぱりこういうときだからこそ、子どもたちの意思疎通、コミュニケーション、そしてコロナに対する偏見、わだかまり、こういうものがやっぱり払拭されるような指導が必要ではないかというように思っています。

もう一つは、こういうものを機に、どうしてもクラス崩壊とかちょっと跳ねている人が出てくるとか、新学期が始まって3か月ぐらいお休みしてましたから、今が新学期が始まって一、二か月たったところだと思うんですよ。特に中学1年生等についてはやっぱり新たな場所で、5月病と言われたものがちょうど今頃出てきている時期でもあると。そして、脇芽の伸びるっていうのは例えが悪くて申し訳ありませんけれども、何でも脇芽というのは伸びが早いんですね、伸ばそうと思ったところの芽はなかなか伸びなくて。そういうことになるやっぱり機会を捉えて、どうしてもちょっと元気のいい子が出てしまっている。このことによって、先生方も忙しくてなかなか対応できないと、こういうふうな状況があるように思っていますが、その辺について教育委員会として何かお考えがあるのであればちょっとお伺いをしたいし、水戸市はそういうことがないよ、いじめもないんだよと言いつつも、実は小さないじめはたくさん私どものところにも聞かえてくるのは事実ですから、その辺についてはせつかくの委員会ですから、胸襟を開いて事例とか何かもあ

ればお話をいただいて、やっぱり全体的に対応していくということが大事なんではないかと思うんですが、その辺について伺いをさせていただきたい。

○鈴木委員長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 委員の御質問にお答えいたします。

8月24日から小中学校は再開となったわけですが、再開に当たりまして、保護者の皆様に学校再開に向けて学校で引き続いてこんなことに取り組んでいきますよという内容の文書を出させていただきました。その中で、今、委員からお話がありましたコロナ感染症等に関する、例えば差別であるとか偏見であるとか、そういうものについては学校でも十分指導していこうと思いますが、御家庭でもぜひ子どもたちにそのような様子が見られたときには御指導お願いしたいということで、文書を出させていただきました。

また、先週になるんですけれども、市内の教務主任が集まる研修会がありましたので、併せて各学校で学校再開に当たって、子どもたちの様子をよく見ていただいて、そしてそのような兆候、サインが見られたときにはきちんと指導ができるようにということを、各学校教職員で共通理解をしていただきたいと思いますということでお話をさせていただきました。

また、24日再開なので、24日、25日と総合教育研究所の指導主事のほうで全ての学校を回らせていただきまして、今お話しさせていただいたような内容につきまして、各学校の管理職と直接お話をさせていただいたところです。

以上です。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 原則、それは当然やるべき話で、問題は現場対応ですよ。現場対応がやっぱり校長先生のレベルの違い、それから担任の先生のいわゆる技量の問題、こういうものがあってなかなか対応ができずに、やっぱり今まで静かだった学校がちょっと元気が出てきちゃったと、こういうふうな事例も水戸市内の中にもあるようですから、その辺についてはぜひしっかりと検討していただくというようなことが大事なのではないかなと。

ですから、指導主事が行くよというと、皆さんちゃんとやりますから。指導主事が行くよといってちゃんとやっていない学校はね、よっぽどひどいよ、申し訳ないけど。だから、そうじゃなくてやっぱり日常の問題だと思うんだよね、日常はちゃんとできているのかできていないのか、ここがね。今日は部長が来て何か回るみたいだよと思ったら、誰もがみんな、ちゃんと机の上だってきれいになるし、みんなそうですよ。指導主事が来るといったら、それはみんなちゃんと号令いって、ばあっとやっているよ。

だから、そうじゃなくてやっぱり日頃の指導の中でそういうものが適切にできる、もしくは家庭の中もちろん問題だと思いますし、特に今、テレワークとかいろんな形が水戸市では少ないのかもわかんないけれども、お母さん方、お父さん方もいる機会が増えていくと、こういうような中で家庭教育の在り方も問われている、そういう時代だと思いますし、特に今回の入札で決まったようなもの、タブレットが入っていくとすれば、さらに今度はそれに対応するお父さん、お母さん方はどうすればいいのと、当然こういうことにもなるわけですよ。ですから、そういうことも含めてしっかりおやりになっていただければというふうに思います。

それから、ちょっと事件があった中で退職された先生が労災認定を受けたという話が一部ございましたけれども、水戸市の教育現場にいる中で、万が一不幸にも事故に遭って労災認定を受けるような状況が生まれてしまったと、こういうふうなときに、当然ながら採用は県ですから、辞めるときには恐らく県になるんだと思うんですよ。ただ、水戸市の現場の中でそういう状況が生まれてしまったということに対して、やっぱり水戸市として、事故防止とか、それから再びそういう事件が起きないように、子どもたちの監督をどうすればいいのかとか現場対応をどうすればいいのかと、こういうことをやっぱり検証していく。二度と起こさないためにどうすればいいの、そして不幸にもそうなっちゃった先生に対してはどんなふうに対応していくのと、こういうことが私はせっかく一生懸命教育現場で頑張っている先生方のやる気、次につながる、そういうものにもなってくるのかなと思うんですが、この辺については何かお考えがあればお聞かせをいただきたい。

○鈴木委員長 橋教育委員会事務局教育部参事。

○橋教育委員会事務局教育部参事 議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のように、現状としてですね、労災申請をされるような先生方がいるのが現実でございます。

そんな中でですね、本当におけがをされた先生に対しては心から本当に申し訳ないという思いがあります。

今、学校現場の中に反社会的な生徒というのは随分減少してまいりましたが、特別支援的なものを要する児童、生徒は増えているところが現実でございます。そのため、担任をされた場合にそのような子どもたちの対応に苦慮されて、なかなか指導が現実的にうまくいかない、そういうケースも多々ございます。例えば、それについては特別支援であれば支援員を増員する、もしくは、そういう子どもたちにも学力が必要ですので、水戸市は学力向上サポーター等、増員させていただいております。そういう人的な配置、そういう部分の充実を図りながら、同じようなケースが起こらないように今後も丁寧に扱っていきたいと考えております。まずは以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 水戸市は、そのために加配教員という制度を私が議長のときにやったんだから、10年ぐらいもう続けているわけですよ。そして、大規模校には2人加配教員するよと、こういうふうな他市に例がない斬新な取組も水戸市はしていると思うんですね。ですから、やっぱり教育はマンパワーですよ。教育は幾らAIが進もうが何しようが、やっぱり生徒のそのときの状況を勘案しながら、この子どもが今どういう心理状況なのか、どういう関係があるのか、そして今日は落ち着いているのか、落ち着いていないのか、こういうことも含めてやっぱりこれはAIだけでは感知できない能力というのを人間が持っているわけですから、そういうものの中でマンパワーの活用というのが私は随分大事なんだろうと。

ですから、どこの学校にも、そういうのに近いもしくは心配のあるお子さんもおいでになるし、また、逆に言えば先生の能力が問われる、こういう先生もおいでになることは事実。ですから、その辺をいかに考えながら、この加配教員制度を活用していくかというところを十分に考えていただかないと。

やっぱり、私たちが子どもの頃育った先生っていうのははたく、蹴る、投げる、三角定規で頭をぼんと叩く、もうここみみず腫れになっちゃう、それが当たり前だったんだよ。

でも、今は何一つ、ちょっと大きな声出すと、もうそれ駄目なんだよね、今の制度ではね。そうすると、

先生は今、丸裸の状態子どもたちに向かっているんだと。こういうことを考えたときに、やっぱり教育現場っていうのはね、もっとしっかり先生方も校長を中心に団結して、そして生徒の指導に当たっていくと。ときには厳しく、ときには優しく、ときには同じように泣いたり笑ったり、こういう現場が必要だと思うんですが、この辺についてはですね、しっかり教育長以下ね、体制を整えて、もう一度そういう事故がないように、事故が起きたときには少なくとも労災認定して終わりじゃなくて、労災認定もいろいろ種類があるわけだね。こういう治療だけで終わっちゃうのもあれば、将来の後遺症に対してのいろんな課題もあるわけですから、そういうものがきちんとスムーズにいくようにね、バックアップする、サポートする、こういう体制が私は大事なんではないかというふうに思うんですが、一言だけどなたかこれについてどういう考えなのかお答えをいただきたい。

○鈴木委員長 橋教育部参事。

○橋教育委員会事務局教育部参事 議員の御質問にお答えします。

御指摘は、まさしくそのとおりでございます。例えばおけがをされた場合に、後々までこちらも忘れずにお声をかけるとか、やはり不安、心配に寄り添うというところについてはご本人に寄り添うということで行っていきたいと思っております。

また、今回このような御質問をいただいて改めて感じるのは、先ほど総研の所長からもありましたけれども、学校を再開いたしまして、やはり子どもたちも先生たちも不安を抱えている中でのスタートだと実感をしているところがありますので、やっぱり組織力向上——いただいている加配を本当に最大限活用することやその雇用のところについては自分も職としてもしっかり学校と連携をしていきたいと思っております。

1つエピソードになってしまいますけれども、24日に再開した際に多くの学校で子どもたちが元気に通ってきてくれたんですが、ようやく学校が始まったという声を上げている子どもたちが数多くいたということがちょっとうれしかったです。ですので、そういう声に応えられるようにやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木委員長 ほかにございますかね。

袴塚委員。

○袴塚委員 続けてね、ごめんなさい。高齢福祉課長さんにちょっとお伺いしたいんですけども、コロナウイルスの中でね、外部との遮断が続いているわけですね、これ、デイサービスも何も全部そうですよ。高齢者の皆さん方はやっぱり今の生活に慣れると言ってもね、70年も80年も今までの生活してきたって痴呆になっちゃって、活動力もない中で新たな生活でやりなさいってこう言われてもさ、なかなか非常に難しい部分があるのは事実ですよ。対応ができれば何もそういう施設に入らないんだから。

そういう中でね、やっぱりこのときのコロナ禍での施設運営の在り方、デイサービスの在り方、ショートステイの在り方、こういうことについて何か水戸市として少なくともこういうことだけはきちんとやろうよとか、そういうものの流れっていうのは指針として流したり、考え方を示したり、こういうことはされているんですか。

○荻沼介護保険課長 失礼します。デイサービスとショートステイというのは介護保険でのデイサービス、ショートステイという御質問でございましょうか。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 要は、そういう施設を利用している方々が今行動が止まっちゃっているわけですよ。うちの中で生活している高齢者もなかなか外部との連携が取れなくて、ちょっと停滞しちゃっている。そこは家族がいるんで何とかするだけけれども、そうじゃない部分の人たちについて何らか、例えば施設でこんなことをやってはどうですかとか、幾らかでもどうですかとかっていう、そういう考え方、指針みたいなのはおありになるのか、それとも施設にはそれは任せているので、施設で対応しているんですよということであればそれはそれでいいんだよ。

○鈴木委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 あくまで介護保険の施設という範疇でお答えさせていただきます。

特にショートステイはそうでもないんですが、デイサービスについてやはりこの3月、4月で5%ぐらい利用回数が減っているような状況が見受けられますので、ある程度使い控えというのが見られていると、私も感知しております。

実際、そういう方々にどうこうしてくださいというのは、基本的には行政としてはアドバイスとか指針とか、そういうものは示すものではなくて、あくまで個別のですね、ケアマネジメントの中でケアマネジャーさん中心に関わる方々の中でやっていただいているという、これまでの地域包括ケアシステムの中でやっていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

後藤委員。

○後藤委員 先ほどの教育委員会からのお話を聞いていると、何かすごく安心だなんて思ったんですけども、AETが外国から来られなくなっちゃったっていうことで、12人ぐらい不足しているっていうお話を聞きました。中学校のAETが各小学校に行って対応されているっていうお話だったんですけども、それで何か不具合があるのかどうかをまずお聞きします。

○鈴木委員長 湯澤副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

AETにつきましては、現在、12名が来日できない状況でございます。学校によっては配置できない学校があるんですが、それは運用によって時間数を減らして全校に行けるように今対応を取っているところがございます。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 そうしますと、今までは1校に1名いらっしゃって、休み時間とかも一緒に遊んだりとか、そんなことをやっていたんですけども、そういうのはちょっとなくなっちゃうけれども、授業に関してはちゃんと行き来をしてやっていて、AETの先生はフル稼働、一生懸命ばたばた走っているっていうことですかね。

○鈴木委員長 湯澤副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えします。

AETにつきましては全部で39名でございますので、1校に1人ではないんですが、小規模校につきましては、複数校を掛け持ちしているAETもいます。

委員がおっしゃるように、現在につきましては、掛け持ちをさせていただいて漏れないようにやっているとでございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

後藤委員。

○後藤委員 袴塚委員とちょっと関連してしまうんですけども、やっぱり高齢者の方々の自粛でフレイルが増えていて、今後、介護が必要な人、要支援とかが増えていきそうな感じがしているんですけども、それについては水戸市ではどのようなことを——さっき地域包括のお話もありましたけれども、地域包括ケアシステムではどのようにそういうフレイルの人たちを早く見つけて、予防していきましようっていう話になって、このコロナの中、どこら辺まで動けそうなのかというのをお聞きします。

○鈴木委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現段階で介護予防事業のほうは、全てストップしているというのが現状でございます。使える会場がないということも一つございます。ですが、このままですと、さすがに高齢者の方々、やっぱり足腰が弱ってきているというような不安も耳にしております。

現段階としましては、もともと教室等に通ってくださっている方々に対しましては、うちの職員のほうから状況確認の御連絡、あるいは全市的に4月の市報でおうちでもできる体操の御案内、あとはホームページのほうでも口腔ケアであるとか、栄養指導の御案内は流しております。

またさらに、6月上旬ぐらいには3,000名ぐらいの高齢者に対しまして、おうちでの体操のリーフレットですとか、コロナ禍における生活の仕方というようなリーフレットを送らせていただきまして、今回お電話をしながらそういうものを活用して、おうちでも体操のほうは継続してくださいということで順次御連絡を差し上げているところでございます。

また、教室等に通われていないような方もたくさんいらっしゃいますので、そちらに関しましては圏域の高齢者支援センターの訪問活動を強化していただきまして、そういう通所の教室はストップなんですけど、訪問型の介護予防事業というのがございます。高齢者支援センターが訪問したときに、ちょっとやっぱり足が弱っちゃって転んじゃうようになるのがつらいとか、そういうお話があったときには高齢福祉課のほうにつないでいただきまして、担当のほうで訪問して、御本人の状況に合わせてケアプランを作り、3か月間ぐらい短期ではあるんですけど、週に1回あるいは2週に1回、御自宅に訪問いたしまして体操の指導であるとか、栄養指導であるとか、そういうことをするというような事業だけは現状として続けさせていただいております。

暑いうちは、介助の行き帰りにマスクを利用するとか、あとは会場でマスクをしての活動というのはやっぱり熱中症の関係もありますので、現段階としてはちょっと慎重に考えておりますけれども、この状況が長期化するとなればこのままというわけにはいきませんので、涼しくなる頃を見計らいながら、内部でも続けられるような方法を検討させていただきたいと考えております。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 すみません、少し重なる部分があるんですけども、いきいき交流センターがまた利用できなくなりましたよね。高齢者の皆さん、楽しみに待っていてやっと開いて、例えば陶芸教室なんかだと作品を作って、来週焼くっていうときにもう出入り禁止になってしまって、これはもう駄目になっちゃうと、焼けないね、乾燥して壊れちゃうと、いつ再開するかわかんないという中で大分ストレスが大きいんですけども、今現状どんな感じで、再開の目安とかそういうのはどういうところで見なのか、どういう方針なのかっていうのをちょっと御説明いただきたい。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 きちんとした目安というものは、ちょっと現状としては何ともお答えできないところはございます。

ただ、今回全部停止しておりますのがやはり県のほうの発表により、いきいき交流センターも停止、また市民センターにつきましても、高齢者の使用は自粛をお願いするというような決定に基づきまして私どもも動いておりますので、やはり今後コロナの状況とか、県の動きとか、そういったものを見ながら決定していくのかなとは思いますが。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ちょっと難しいとは思いますが、元気な高齢者の方が心の健康、体の健康を維持するために必要なところであって、もちろん感染予防という観点が一番大事だと思うんですけども、何ていうか柔軟な、きめ細やかな対応が求められると思うんですが、市民センターでもやっぱり70歳以上は駄目っていうことで、例えばグループ、サークルでやっても中に70歳以上の人がいたら、その人だけは駄目っていうようなことで、おかしなことになっています。今70歳以上で元気な方は高齢者っていう感じではなく、元気に今まで活動してって、それがぴたっとストップされてしまうので、市としては難しいと思うんですけども、何かしら県に働きかけするなり、水戸市のほうでもう一度柔軟な対応を考えていただきたいと思えます。

あと、もう一つは動物愛護センターについてお聞きします。

現在、収容はどんな状況なのか。やっぱりまた再びコロナの自粛的なことになってしまって、予定していた活動なんかができなくなっているのではないかと思いますけども、その辺の現状を少し詳しく教えてください。

○鈴木委員長 初めのは要望でよろしいですか。

○土田委員 はい。

○鈴木委員長 前田保健衛生課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 お答えいたします。

今、動物愛護センターの犬、猫の飼養状況でございますけれども、本日現在ですね、犬につきましては、成犬で3頭、子犬で13頭、それから猫につきましては、成猫が2頭、子猫が19頭を飼養している状況でございます。

委員御指摘のとおり、コロナの発生によりまして各種事業は見送りしていたところでございますけども、来月9月からですね、動物の譲渡に向けて譲渡会を開催する予定を持っております。今後、通常業務ができるようにちょっとコロナの発生動向を見ながら、早めに新たな飼い主を捜して譲渡できるように取り組んでいきたいと思っております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 頑張ってください。子犬、子猫、結構いるようですけども、早いほうがいいわけですよ。小さいうちは譲渡できる確率も高いわけですし。なかなか難しいこともあると思いますけども、頑張ってください。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 すみません、コロナの件でお伺いしたいんですけども、大工町でいわゆるローラー作戦が21日でしたっけ、終わりになりました、また一定の期間、大工町で新規のコロナの感染者が出なかったということで、知事が収束宣言を出したんですね。それはそれで大変いいことだと思うんですけども、やっぱり夜の繁華街っていうのは今、もちろん昼の飲食店もそうなんですけど、大変厳しい状況が続いていまして、ここをやっぱりどこで挽回していくかっていったら、やっぱり年末年始とかの一番書き入れどきにこれからできれば回収したいというふうに思うのが飲食店だと思うんですね。

ただ、一般的にコロナはやっぱりこれからの秋冬が本場であろうと、今よりもっと大きな波が来るんじゃないかって言われているんですけども、そうしますとこれから準備をしていくか、対策を徹底していくかっていうところが問われてくるかと思うんですけども、そこについて、これから一応増えるだろうと言われていた秋冬に対して、保健所としてはどういうふうに対応していくと考えているのか、ちょっとお伺いしていいですか。

○鈴木委員長 大曾根部長。

○大曾根保健医療部長 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、これからインフルエンザの流行等が冬に向けて来た場合に、ちょっと区別がつきにくいというような形がございます。私どもも医師会とも十分協議いたしておまして、昨日から地域検査センターを稼働しております。

一般の方が一般の医療機関におかかりになるときに、まずかかりつけ医のほうから地域検査センターにおつなぎいただきまして、保健診療の中でどんどん地域検査センターから民間の検査機関に保健診療という形で流していくという体制を取っております。

それとともに、例えば陽性者が出た場合の濃厚接触者等の行政検査につきましては、市保健所のほうでも検査——当初10件から始まりまして、今は約72件で、試薬のほうも新しく購入いたしまして、1日に108件までできるような態勢を整えておりますし、それから議会のほうでお認めいただきまして、公的病院のほうにも検査機器の導入が間もなく図られることになっております。そのような形で、症状がある方がこれまでよりはずっと検査が受けやすくなる態勢を整えてまいりたいと思いますので、引き続き医療機関と茨城県と協議しながら進めさせていただきたいと思っています。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。

今、部長がおっしゃったとおりね、これからの一番の問題はインフルエンザと区別がつかない、まずそれがどっちかというのをはっきりさせるということで、恐らくもう今情報も早いので、一般の方もそういった情報って分かっていると思います。ただ、毎年そうなんですけど、インフルエンザのワクチンって病院に支給される数が決まっているじゃないですか。そうするともう受けられる方と受けられない方って毎年いるんですよ。できれば少なくともインフルエンザのワクチンはみんな打ってもらって、何かかかったときにも、まずインフルエンザじゃないっていうところから診断が始められれば理想なんですけども、そこら辺は保健所として、ある程度コントロールというのはできるんですか。

○鈴木委員長 大曾根部長。

○大曾根保健医療部長 そちらのほうは、国のほうで今後決めていくことですが、今のところおうかがいしている中ではやはり限界がございまして、高齢者とか妊婦さんとか子どもとか、そういった方が優先されるようになるのではないかというお話をうかがっております。間もなくそういう指針も出るかと思えますので、そちらのほうを注視してまいりたいと思います。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうですね。ぜひそういったことが出たら委員会のほうに早く教えていただければと思います。何が言いたいかといいますと、恐らくね、これやっぱり飲食店、路面店——飲食店関係が厳しくて、本当に年を越せるかどうかというお店も出てきますし、あと年を越せたとしても、今度は年度を越せるかという、もしかしたら飲食店に限らず、そういった企業さんが出てくる可能性があるんで、そこに対してどういうふうに経済を回していくかっていうのは、いわゆるそういった保健所の態勢と切り離せないというふうに思っているんですね。ですから、もちろん県のほうでもいろいろ考えて、その指示に従ってやっている方々だと思うんですけども、やっぱりもうこれだけ水戸市でね、つくばを超えて多く出てしまっていますので、ぜひよりきめの細かい対応をしてもらいたいと思います。

特に、最近ちょっと思うのがですね、大工町から若い人が出たじゃないですか、クラスターで。この前、小林課長が言っていましたけども、ただ若い人だったら無症状ですとか、あと症状がすごく軽いということで、どちらかという、感染した若い人の周りでは、多分その人だってもう出てきてすぐ話していますから。多分大したことないっていうイメージっていうか、若い人の中では友達になったと、ただ、すぐ出てきたし、症状も大したことないっていうことがもうかなり定着し始めているという一方で、先ほどあった高齢者の方とかはですね、やっぱり基礎疾患のある方とかが感染すると非常にリスクが高いっていうことで、ここでかなり世代間でコロナに対する意識っていうのはもう完全に広がってきている。テレビで得る情報と友達から聞く情報って多分違うと思いますので、やっぱりそういった世代間でどういうふうに情報発信していくかっていうところがこれからね、いわゆるきめ細かいてっていうのはそういった意味でね、そこが問われてきますので、これから冬にかけてそういったともぜひ、茨城県で一番現場に近い保健所は水戸市の保健所ですので、そこはですね、ぜひきめ細かくやっていただければというふうに思っています。

あと、最後に1点だけ。これからお店の方とかがいろいろ飲食店を出す場合、また申請を出していくじゃ

ないですか、そちらの保健所に、衛生管理でしたっけ。例えばなんですけど、この前、大工町で出た名前も公表しているお店なんていうのはクラスターが発生して、一旦お店を辞めたけれども、あれ1週間ぐらいで看板替えて、もうすぐやっていますよね。もちろんそれは法律上問題ないかとは思うんですね。法律上の問題がある場合には出さなくちゃいけないんですけども、とはいってもやっぱりああいった状況ですので、一定の指導プラスアルファしないと、これはさっき言ったみたいにあっちも食っていかななくちゃいけませんから、それはしょうがないんですけど、そこら辺でこれからプラスアルファで何かコロナ対策として、法律上はもちろんその衛生云々出すけども、プラスアルファとして、そこをしなさいという指導というのは行っていかないんですか。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 委員御指摘のとおりですね、水戸市内のクラスターが発生した飲食店の経営者が廃業されて、その後すぐに違う方が申請して営業している実態がございます。それは食品衛生法上適法ということで許可をさせていただいております。

それから、保健所から飲食店への食品衛生法以外の指導、要するにコロナの感染予防対策的な指導が食品衛生法の中でできないので、どうするかということでございますけども、食品衛生法を所管している保健衛生課では飲食店営業の業については基本的に6年に1回更新作業がありますので、毎日のように更新調査に伺いまして、その施設が構造・設備的に基準を満たしているかどうかとかなですね、管理運営上の配慮がちゃんとされているかどうかを調査した上で更新許可をしております。そういった更新調査時にですね、業界が作った飲食店が取り組むべきコロナウイルス感染予防対策ガイドラインを守っているかどうか、食品衛生法で立ち入った際に、併せてガイドラインの指導と確認をさせていただいているところでございます。

今後ですね、それ以外に保健所の職員が、単にコロナウイルス予防対策のために立ち入れるかっていうと、法整備がされていないのでなかなか困難だということで、あくまで食品衛生法で立ち入った際に、併せてガイドラインの遵守、徹底を指導していくというスタンスで今後も継続していく予定としております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 御説明ありがとうございます。

おっしゃるとおり、更新するときか、もしくは申請するときしか多分指導のしょうがないんですよね。

ただ、やはりこのコロナの時代、どこまで続くか分かりませんが、やっぱりそういったお店をやっていくといたら、向こうも食べていかななくちゃいけないので、お客さんを入れなくちゃいけないので、やっぱりそこはどうやってお客さんに入ってきてもらえるか。ただそこでクラスターが発生してしまったら元も子もないので、やはり法律上の立てつけがまだできていなくてもですね、やっぱりその更新、もしくは新規申請のときに、やっぱりそういった経営者もしくは資格者の方に徹底して、その意識を高めるってということしかも今ないんですよね、多分やれることといたら。なので、そこはもうしっかりやっていただいて、いわゆる形上だけやっていますっていうお店も出てこなくもないので、そこは本当にそういったときしか今はないのであれば、もうそこを徹底的に法律プラスアルファの指導をして、なるべくそういった経営者の方々の意識を高めていただく。それで何とかある程度できる範囲の中でのぎりぎりまでのできることをやってもらえればというふうに思います。私から以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 今、木本委員からもありましたけども、大工町、夜の街のクラスターについて、知事の頼もしい収束宣言が発表されましたけども、何か報道によると、地域の方、お店を含めて、コロナの検査をぜひ受けてくださいっていうような、我々にもそういう旨のファクスが届いていましたけれども、実態はどうだったんでしょうか。何か見込みよりも少なかったっていうようなことも聞いたような気がするんですが、あの調査方法っていうのはどういう周知をされて、結果的にどうなったのかと。

○鈴木委員長 大曾根部長。

○大曾根保健医療部長 夜の街のローラー作戦でございますけれども、こちらにつきましては、茨城県主体でございますが、水戸市も全面的に運営に協力してやってまいりました。

作戦が始まる前に、該当地区の飲食店等につきまして730ぐらいだったと思うんですが、全部通知を出しまして、検査を受けてください、それからいばらきアマビエちゃんの登録をしてください、それからガイドラインを遵守してくださいというように、3点についての通知とともに御案内をしたところでございます。それで1,212名の方が検査を受けていただきまして、その中で陽性者が27名ということになっております。

ローラー作戦及び水戸市の濃厚接触者の検査もこれに含まれておりますが、特定繁華街における作戦におきましては1,212名中、陽性者27名ということで、8月9日以降、新たな陽性者の確認はないということでございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、このローラー作戦っていうのは収束宣言ということをもって、引き続き行うということではないというふうに理解してよろしいですかね。

○鈴木委員長 大曾根部長。

○大曾根保健医療部長 8月21日で終了とさせていただいております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 もう一つ、これから地域検査センターでドライブスルー方式の検査が始まるということで、フリーに行けるわけではないんですよね。医師のほうから紹介があったり、検査を要するっていうことでドライブスルー方式でも受けられるっていうことでありましようけども、実際、その検査の態勢が整った、より向上したっていうことは本当にいいことだと思うんですけども、その場合に、万が一検査数によって陽性者が今までよりも多く出てきてしまったというような場合も考えられた場合には、その対応っていうのは保健所が対応するわけですか。また、それを含めてその対応についての態勢っていうのもしっかりできているのかということをちょっとお伺いしたい。

○鈴木委員長 大曾根部長。

○大曾根保健医療部長 地域検査センターから陽性者が出た場合には、私ども保健所のほうに結果が来まして、通常通りの陽性者に対する積極的疫学調査を本人も含めまして、濃厚接触者も含めましてやっていくという流れになっております。

態勢といたしましては、8月に全庁的な応援を受けて体制が強化されておまして、保健予防課だけで25名の体制で整えておまして、それが現在のところうまく稼動しておりますので、今後も引き続きやっていきたいと思えます。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

後藤委員。

○後藤委員 土田委員とちょっと関連してなんですけども、水戸市のいきいき交流センター及び、ここではちょっと管轄が違ふんですが、市民センターなどはWi-Fiはございますか、ちょっと確認だけなんですけれど。

〔「市の施設はWi-Fiが使えるのか、使えないのか」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 いきいき交流センターにつきまして、Wi-Fiは現段階ではなかったと認識しております。

市民センターは、把握してございません。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時13分 散会